

東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金制度について

補助対象事業者

- ・市内に所在する総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者

補助対象事業

- ・発達障がいについての実践的な支援研修・セミナーへの参加による人材育成の取組
- ・発達支援に係る外部人材等を活用して実施する地域を含めた人材育成の取組

補助対象経費

・区分	補助対象経費
(1) 研修・セミナー等参加型	受講料、研修参加費、教材費（あらかじめ 受講案内等で定めがある場合）
(2) 研修・セミナー等開催型	謝金及び報酬（宿泊費・交通費を含む）、研修開催に係る施設利用料（設備を含む）、外部人材派遣に係る委託費及び仲介手数料、材料費

※(1) 研修・セミナー等参加型

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額又は2万5千円のいずれか低い額とします。ただし、一事業者あたりの補助対象人数は6人を限度とします。

※(2) 研修・セミナー等開催型

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額

《共通事項》

※消費税及び地方消費税は補助対象外です。

※予算枠を超える場合は、受付を早期終了する場合があります。

※「東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金交付要綱」をご確認のうえ申請してください。

お問合せ先：東広島市健康福祉部障がい福祉課障がい支援係

電 話：082-493-6071 FAX：082-424-3841

所在地：〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6

手続きの流れ

1. 交付申請書の作成

- ・東広島市ホームページから「東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金交付要綱」をダウンロードし、補助要件や必要書類を確認してください。様式ファイルもダウンロードできます。
- ・既に受講した研修や実施している研修は補助対象になりません。
- ・補助事業は、交付決定通知後に着手してください。



2. 交付申請書の提出

- ・事業者は、市障がい福祉課へ交付申請書と必要添付書類を提出します。



3. 交付決定

- ・交付申請書等の内容を市が審査し、補助金の交付決定をします。
(補助金交付決定通知書)



4. 補助事業の実施

- ・研修の受講
- ・研修の実施



5. 実績報告書の提出

- ・事業者は、補助事業完了後、30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書と必要添付書類を提出します。



6. 補助金額の確定

- ・実績報告書等の内容を確認後、補助金額を確定します。(補助金額確定通知書)



7. 補助金の支払い

- ・事業者からの請求書(補助金交付請求書)をもとに補助金を交付します。(補助金額確定通知書の「2 確定額」の金額で請求してください)

提出書類

1.交付申請時

- ①東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ②東広島市発達障がい支援人材育成等事業実施計画書
 - 研修・セミナー等参加型 別記様式第2号(その1)
 - 研修・セミナー等開催型 別記様式第2号(その2)
- ③誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- ④補助事業に係る経費額の根拠書類（見積書、パンフレット 等）
- ⑤対象受講者が雇用保険に加入していることが確認できる書類
- ⑥東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書 等）
- ⑦市税に滞納がないことの証明書
- ⑧他市長が必要と認める書類

2.変更申請時（※変更等がある場合のみ）

- ①東広島市発達障がい支援人材育成事業補助計画変更（中止・廃止）申請書（別記様式第6号）
- ②変更内容を確認できるもの
- ③その他市長が必要とする書類

3.実績報告時（※補助事業が完了したとき）

- ①東広島市発達障がい支援人材育成等事業実施内容報告書（別記様式第9号）
- ②補助事業に係る経費の領収書又は支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し
- ③その他市長が必要と認める書類

4.交付請求時（※実績報告後に補助金額確定通知書が届き次第）

- ①東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金交付請求書（別記様式第11号）
- ②その他市長が必要と認める書類